

町主催行事会議等の実施条件

- ▶ 三つの密（密閉、密集、密接）の回避の徹底
- ▶ 大声での発声等、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ▶ 適切な感染防止対策（マスク、消毒、換気、検温、名簿作成、体調不良者の入場制限）を講じること
- ▶ 感染リスクが高まる「5つの場面」の要件への対策が担保できていること
（飲酒、長時間の会食、マスクなしの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）

― ▶ 会議若しくは屋内の行事については上記に加え、次の事項を遵守すること

- ・ 換気 会議等の開催中は常に換気し、30分に一度は全面換気を実施すること
- ・ 飛沫防止 マスク着用・パーテーションの設置を徹底すること
- ・ 参加者の距離確保 感染症対策を講じた上で、参加者同士十分な距離を確保すること

本庁舎 第一会議室 10名 第二会議室 6名

中央公民館 1.2研修室 15名 3研修室 25名 4研修室 8名 大ホール 100名

その他施設 感染症対策を講じた上で、収容定員の50%または、参加者同士2m程度の距離を確保すること

町施設使用条件

必要な基本的感染防止条件を担保し、施設管理者が定める定員数を遵守すること

※但し、学校園施設については教育委員会の運営方針等の決定事項による。

中止・延期条件

- ▶ 町内でクラスターが発生していると認められる場合
- ▶ 参加者の構成等により本部長が感染リスクが高いと判断した場合

その他

※上記の要件を元に開催の判断については国対処方針等も参考に合理的な判断をすること

※共催の場合は主催者と上記指針等を参考に協議し、判断すること